

令和5年第10回農業委員会総会議事録

令和5年9月1日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和5年9月1日(金)

午後3時8分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第97号 農地法第3条許可について

議案第98号 農地法第4条許可について

議案第99号 農地法第5条許可について

議案第100号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第101号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第45号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第7号)

報告第46号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第6号)

報告第47号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第48号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第49号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 児 玉 静 雄
4 番 久保田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 原 惠 子
7 番 川 越 定 光	8 番 金 丸 隆 幸	9 番 德 地 豊
10 番 川 越 忠 次	11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦
13 番 長 倉 恭 浩	14 番 岡 原 明 美	15 番 持 原 義 信
16 番 佐 藤 裕 次 郎	17 番 片 上 英 行	19 番 高 間 秀 一
20 番 川 越 達 也	21 番 中 村 和 寛	22 番 外 園 香
23 番 蛭 原 安 徳	24 番 松 田 真 郎	

5. 欠席委員

18 番 田 中 安 子

6. 事務局出席者


局 長	高 吉 哲 生	主幹兼農地調整係長	加 藤 寿 雄
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主任主事	領 家 健 志
次長補佐兼総務係長	長谷川 恒 徳		
総務係主任主事	藤 岡 拓 麻		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 川越正彦 

委員 児玉静雄 

委員 中村和寛 

午後 3 時 8 分開会

○議長（川越） これより令和 5 年第 10 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、18 番田中安子委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、3 番児玉静雄委員、21 番中村和寛委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、総会の会期及び議事日程等については、タブレット上で御確認をお願いいたします。

なお、議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

タブレット内の「02 令和 5 年第 10 回総会議案」のファイルを押して、内容が表示されましたら、議案書表紙の次の 2 ページを御覧ください。

本日は 5 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 97 号「農地法第 3 条許可について」は 14 件でございます。

議案第 98 号「農地法第 4 条許可について」は 4 件でございます。

議案第 99 号「農地法第 5 条許可について」は 14 件でございます。

議案第 100 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は 134 件でございます。

議案第 101 号「農用地利用集積計画の決定について」は 48 件でございます。

以上、審議件数は 214 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積等促進計画（案）、農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、38 万 5,899.94 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、36 万 3,326.94 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 議案第 97 号農地法第 3 条許可について、3 ページから 4 ページの 144 番までを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第3条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。3ページの番号142、5ページの番号149が該当しますが、番号142、149は基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討したため、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号141を御覧ください。併せて、議案第99号、9ページの番号161を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

これらの申請は、営農型太陽光発電に関する申請です。

申請の内容の説明に入る前に、営農型太陽光発電に関する説明をさせていただきます。

お手元の「農地法第3条許可資料」を御覧ください。

資料の7ページを御覧ください。

営農型太陽光発電とは、資料の上部に記載されておりますように、「農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組」のことを指します。そして、太陽光パネルを支える支柱の部分について、農地法第5条の一時転用の許可が必要となっております。

次に、資料の9ページを御覧ください。

農地法第5条の一時転用の許可においては、中段の「農地転用に係る取扱いの主な内容」に記載されておりますとおり、営農を適切に継続できるか、作物の生育に適した日照量を確保できているかなどの審査を行います。また、許可の条件として、許可後、年1回、農作物の収穫状況等の報告を義務づけ、適正に営農が行われているかに

ついてチェックを行います。

また、一時転用となっておりますので、許可の期間は原則3年以内となっております、その期間において、営農上の問題がない場合は、再度許可することが可能となっております。

なお、認定農業者などの担い手が下部の農地で耕作する場合、荒廃農地を活用する場合、第2種農地又は第3種農地を活用する場合は、一時転用期間を10年以内とすることができます。

次に、資料の11ページを御覧ください。

許可のイメージを掲載しております。

まず、先ほど御説明しましたとおり、太陽光パネルを支える支柱部分につきまして、農地法第5条の一時転用の許可が必要となっており、議案書9ページ番号161番の申請がこれに該当しています。

次に、太陽光パネルがある農地の空中部分につきまして、営農型太陽光発電設備の設置者と下部の農地の営農者が異なる場合には、太陽光パネルを設置する農地の空中部分について、区分地上権を設定するよう国から通達が出ており、議案書3ページの141番の申請がこれに該当します。

なお、区分地上権とは民法第269条の2で定義された権利であり、他人の所有する土地の地下または地上について、上下の範囲を定め、地下鉄や送電線などの工作物を所有するために設定される権利のことをいい、「空中権」や「地中権」などと呼ばれることもあります。

また、農地を借りて耕作する場合は、農地法第3条の貸借権の設定が必要となります。

それでは、申請内容の説明に入ります。

議案書3ページの番号141を御覧ください。併せて、資料の2ページの位置図、3ページの航空写真を御覧ください。

申請地は、佐土原町にあります佐土原駅から北東に約1.8キロの場所に位置する土地です。本案件は、太陽光パネルを設置する農地の空中部分につきまして、区分地上権を設定するための申請で、受人は福岡県北九州市に本拠を置く太陽光発電事業など

を営む法人です。申請内容は、太陽光パネルを設置する農地の上空部分 2.5 メートル～3.5 メートルの区分地上権の設定となっております。区分地上権の設定期間は、議案書 9 ページの番号 161 の一時転用と同じ 3 年間となっております。

次に、議案書 9 ページの番号 161 番を御覧ください。併せて、資料の 4 ページから 5 ページの土地利用計画図を御覧ください。

本案件は、太陽光パネルを支える支柱部分などの一時転用の申請で、受人は番号 141 と同じでございます。申請地は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となっておりますが、本案件は不許可の例外である「一時転用」に該当し、雨水は地下浸透で処理することから、営農や周辺農地への影響はないものと思われま

す。次に、下部の農地について説明いたします。

今回、営農型太陽光発電設備の下部の農地で水稻を栽培する計画となっておりますが、生育に支障のない遮光率で設計されていることを確認しております。

さらに、営農型太陽光発電設備の下部の農地で営農するに当たっては、営農上の支障がないか、当該作物の栽培などについて知見を有する者からの意見書の提出を受けることとなっており、本計画が適当である旨の意見書の提出を受けております。

なお、一時転用の設定期間は、区分地上権と同じ 3 年間となっております。

以上のことから、議案として上程しております。

次に、議案書 3 ページの番号 144 を御覧ください。

本案件の渡人は、破産管財人及び成年後見人となっております。

破産管財人とは、裁判所によって選任され、裁判所の指導監督の下、破産手続において破産者の財産の管理及び処分する権利を有する人のことをいいます。

また、成年後見人とは、成年後見制度に基づいて、認知症や知的障がいなどによって判断能力が不十分な人の代わりに法律行為を行う人のことをいいます。

本案件は、破産管財人及び成年後見人により管理された農地について、今般売買することになったことから、農地法第 3 条申請に至ったものです。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりでございますが、御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） 申請番号 141 番について、お尋ねします。

まず最初に、議案書の申請番号 141 番に書かれている備考欄の予定作物が水稲だとあります。先ほどの資料の中にもありますように、作物の生育に適した日照量を保つための設計であるかということが当然これを許可するためには必要だろうと、ここにも書いてあります。水稲はこの施設の中で栽培できるという根拠は農業委員会だけの判断なのでしょうか。それとも、公的な資料に基づいた根拠があるのかお伺いしたい。

それから、位置図について、佐土原町のこの地域における水色の部分は、全て太陽光発電の施設が色づけされているということなのか伺いたい。

それから、今度は隣接するところ、その周りも私は太陽光施設ではないかと思うのですが、それがもし太陽光施設であるなら、それがどういう形の太陽光施設なのかをお伺いしたい。営農型なのか、それとも転用して設置された太陽光なのか、あるいはまた全然太陽光ではないのか。

この3つをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（領家） まず、水稲の遮光率の生育の根拠になるのですが、今回、遮光率の設定につきましては、通常より 26.93%光を遮るという計算で設計されています。一般社団法人全国アグリソーラー協会がこの設計に対して意見書を提出し、その中で、この設計において水稲の生育に問題ないという意見書がついています。事務局だけの判断ではなく、第三者機関の意見書を付して今回の申請に至っております。

次に、位置図の水色の部分ですが、恐らく太陽光の施設の色分けかと思います。周りが過去、太陽光で許可されたかどうか、少なからず太陽光で許可したところもあるかと思いますが、もともと、ここは養鰻が盛んな土地で、養鰻場跡地がこういった太陽光に転用替えされた土地ではないかと思っております。今回の申請地は、第1種農地であるため、通常の太陽光は許可ができないので、営農型太陽光の申請になっているところだと思います。以上です。

○23 番（蛭原委員） もう一つ、先ほどの隣のはどういう形の太陽光なのか、これは何なのでしょう、これを教えてください。

○事務局（領家） 通常の太陽光です。この辺りは、営農型は今回の申請が初めてです。以上です。

○23 番（蛭原委員） 分かりました。では質問します。

まず一つ、第三者機関の意見書によって水稲作付は大丈夫ですということで農業委員会としては判断されたとのことですが、その第三者機関というのは公的機関ではないということでしょうか。例えば、普及所がしたとか、あるいは大学に依頼して調査を行ったわけではないということでも良かったでしょうか。民間の会社が、遮光率や日照条件のある基準に基づいて水稲栽培ができる具体的なものは何なのか。例えば高さの問題、角度の問題、幅の問題、そういったことを全て考慮して、農業委員会としては水稲栽培を営農型でできると判断したということでも良いか、そこが一つ聞きたいことです。

それから、この写真を見て、周りは一般の太陽光発電施設ということは、もともと白地なのか、あるいは先ほど言われた養鰻施設で農業用地として転用されたところを発電施設にしたのか。申請地一帯、私は、図面で見ると、全体は農業振興地域ではないかと思うのですが、農振地域の中に、周りは普通の太陽光施設で、ここだけが営農型をするというのは、ここも普通の太陽光施設を進めたほうがいいのではないかと感じます。これをもし認めたら、農振地のど真ん中に水稲、稲を作ると申告して、太陽光がますますできることを認めるような気がします。農振を外してやるというのなら理解できますが、農振地の中に水稲を作るから太陽光をやりたいということを、認めていくような気がするため、そこをどう考えているのか教えてください。

○事務局（領家） まず、御質問の意見書を付す機関につきましては、特段、民間・公共のところという縛りはなくて、今回、一般社団法人であるため、株式会社とか有限会社とか、普通の民間の会社になっております。意見書を付すに当たって、普及センターとかそういった関係機関である必要はないので、問題なく受けております。

続きまして、ここにつきましては、今回の申請地は白地になっていまして、1種農地になります。この航空写真の南側の道路を挟んで、青地、農振農用地が始まる区域になります。

一つ補足ですが、一応一時転用であるため、農振農用地であったとしても許可の要件はあります。このため、農振地でも、営農型太陽光でしたら許可できる場合があります。以上です。

○23 番（蛭原委員） 申し訳ないです。私は農振地の中というふうに思っていたので、白地というのであれば、許可要件、事務局としては、そこまでは見られないでしょう。できれば、隣と同じように、一般の太陽光発電施設を設置しませんかというような誘導はできなかったのかどうか、それがなければ、これはやむを得ない。

それともう1つ、この水稲でもって営農型太陽光発電施設が今後出れば、これが最初の事例であるか、それとも、これは複数回やっているのか。そこだけ、その2つを教えていただければと思います。

○事務局（領家） 当該地につきまして、通常の営農型ではない太陽光を許可することはできません。

水稲につきましては、宮崎市は最初の事例になります。ただ、全国的な事例でいきますと、農林水産省が統計を取ってしまして、令和2年の資料ですが、土地利用作物ということで、米、麦、大豆、ソバを同じカテゴリーに入れてパーセンテージを出しているんですけど、全体の9%で、米、麦、大豆、ソバは営農型太陽光の下で全国的に作られている統計が出てきています。具体的な事例でしたら、新潟、秋田、福島のほうで、先進事例として、農林水産省が優良事例として紹介している事例が確認されています。以上です。

○23 番（蛭原委員） ありがとうございます。よく分かりました。

○議長（川越） ほかにございますか。

○17 番（片上委員） 申請される時の設計図と出来上がった後を確認されたことがあるのか。

この申請地は3年間の一時転用だと思いますが、試験的にやられるのか。先ほど言われたように、10年間をもってされるのか。これがよければ今から土地を購入されるのか。まだこの土地は購入されておらず、借地だと思っていますが、借地で、地上権だけ22万円で契約されているような状態で、本当に稲ができるのかどうかを懸念しているところでございます。以上です。

○事務局（領家） 営農型太陽光の許可後の確認なんですけど、営農型太陽光の設置が終わった後に完了報告というものを出示していただいております。事務局のほうで、毎年、順次営農型を設置されているところの現地調査は行っておりますが、設計につい

て確認不足ではあったので、今後その視点も入れて現地調査をして、現場の指導を行っていきます。

次に、一時転用につきましては、原則3年ということなのですが、通常の一時転用につきましても、特段の事情があれば3年からまた延長することが可能であります。営農型太陽光につきましても、農林水産省が示していますマニュアル、Q&Aがあるんですが、再許可について、1、営農の適切な継続が確保されていること、2、平均的な反収と比較しておおむね2割以上減収していないことなどが認められる場合は、3年後、再許可もできるという運用指針になっております。

最後に、この土地を今後売買するかどうかということなのですが、141番の渡人の長友伸康さんがこの土地の営農者として水稻を作る営農計画となっておりますので、この土地につきましては、特段、今後、所有権移転等、貸し借りについてはないかと思っております。以上です。

○17番（片上委員） 今、この土地の所有者と地上権を契約している長友さんが、この土地を買うか買わないか思案しておられるところではないかと思っております。

○事務局（領家） 渡人が取得する3条の許可は済んで、今回、地上権だけの設定の申請になっております。以上です。

○17番（片上委員） 今の稲に対して反対というわけではございませんけれども、現在、営農型ソーラーをしているところは珍しいから、近所でも気をつけて見ておられます。批判は私たちに来ます。これでいいのかと、営農型ソーラーとはこんなものなのかと。そういうことがあって、私たちも返答に困っているんですけれども、今後このようなことがないように、しっかりと精査して行って許可を出していただきたいと思っております。以上です。

○議長（川越） ほかにございませんか。

○19番（高間委員） 安全性の問題でお伺いします。許可のイメージのところを出していただきたいと思っております。この部分に対しまして、今までは畑作が多くて問題はなかったと思っておりますが、今回は水稻ということで、この支柱の部分、地下に埋まっている基礎的なものは、水がもし入ったときに危険性がないのか。太陽光のパネルの重さ、そういうのはどういうふうになっておりますか。

○事務局（領家） この地面の中は、1メートル40センチほど地面の中に埋める設計となっております。以上です。

○19番（高間委員） 1メートル40センチではなくて、この上の太陽光のパネルの重量と、支柱が、基礎的なものが、水稻をつくっても安全なのかということが私の質問です。

○事務局（領家） 今回の設計につきましては、太陽光パネルの専門の業者さんであるので、大丈夫だと思っております。以上です。

○19番（高間委員） 業者さんから全部設計図とか渡されると思いますが、その確認をしましたか。

○事務局（領家） 通常の太陽光と同じで問題ないかと思っておりましたので、そこまでの確認はしておりません。次からそういった台風とか安全性について確認しているかと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○19番（高間委員） また確認をお願いします。

○議長（川越） ほかにございませんか。

○17番（片上委員） 一つ質問を抜かしておりました。先ほど3年間の一時転用となっていたわけですが、これはずっと期限なしに3年間の一時転用が継続できるものなのか、それとも何回までという期限があるのか教えていただきたいと思っております。

○事務局（領家） 再許可について特に制限はありません。3年ごとに何回でも申請が上がってきて、営農に問題がなければ申請を受け付けて、許可の流れになるかと思っております。以上です。

○17番（片上委員） そうなれば、ずっと一時転用の許可が出るのは太陽光ソーラーだけなのか、普通の青地の農地でも、無期限に3年間の延長を願い出れば許可が出るものなのか、そこを伺いたいと思っております。

○事務局（領家） 青地、第1種農地、どちらも一時転用に特に制限はないので、青地でも問題がなければ再許可になります。以上です。

○17番（片上委員） 分かりました。ありがとうございました。

○事務局（領家） 太陽光以外、例えば土場とかの一時転用につきましても、公共工事の延長とか、そういった特別な事情がある場合は、通常の一時的転用でも延長できま

す。以上です。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの148番までを議題とします。

○事務局（領家） 番号145を御覧ください。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は以前から「食」に関して興味があり、自ら生産したブルーベリーの観光農園を開きたいと思い、自ら営農を計画し、本申請に至ったものです。今後、耕作面積を40アールまで拡大する計画となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第98号農地法第4条許可について、7ページを議題とします。

○事務局(領家) 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

なお、案件において、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(川越) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第99号農地法第5条許可について、8ページを議題とします。

○事務局(領家) 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 158 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字大瀬町在住の農家など 2 名、受人は宮崎市新別府町に本拠を置く畜産業を営む法人です。

お手元の「農地法第 5 条許可資料」を御覧ください。

2 ページに位置図、3 ページに航空写真、4 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、2 ページの位置図のとおり、国富町にあります国富スマートインターチェンジから北東に約 900 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に牛舎等を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。牛舎は床にコンクリート底盤をはり、屋根をつけ、雨水が家畜排泄物と混ざることによる汚水発生を防止します。また、牛舎からの糞尿は、おがくず等に混ぜて隣接する敷地にある堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えています。申請地の周囲はブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「農業振興地域」の「農用地区域」で「農用地利用計画に指定された用途」に該当している案件は、番号 160 です。

次に、番号 159 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市古城町在住の個人、受人は東京都に本拠を置く建設業等を営む法人です。申請地は、宮崎市古城町にあります（旧）宮崎市南部環境美化センターから西に約 800 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を高速道路建設に伴う現場事務所等として一時利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲から間隔を置いて利用することで土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。その他の許可基準も充足しているこ

とから、議案として上程しています。

また、同様に「第1種農地」で「一時転用」に該当している案件は、9ページの番号161です。

なお、案件において、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

○9番（徳地委員） 申請番号158番の岡崎牧場の件ですけれども、国営事業の受益地ではないんですか。

○事務局（領家） こちらは農振農用地になりますので、青地の用途変更の手続がされております。そのときに、農村整備課で受益地除外の手続も済ませており、令和5年7月31日に受益面積から外されております。以上です。

○9番（徳地委員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、番号158番につきましては、県農業会議の常設審議委員会に諮問いたします。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

○事務局(領家) 番号 167 を御覧ください。

本案件の渡人は遺言執行者となっております。遺言執行者とは、遺言者が亡くなった後、遺言の内容を実現する役割を負う人のことをいいます。遺言執行者は、民法で「遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言執行に必要な一切の行為をする権限」が認められています。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(川越) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 100 号農用地利用集積等促進計画(案)について、13 ページから 54 ページの 298 番及び別紙 1 を議題とします。

○事務局（藤岡） 議案第 100 号農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請するため、今回、議案として上程するものでございます。

促進計画による貸借につきましては、新規分が 13 ページの番号 166 番から 54 ページの番号 298 番までの 133 件、更新分が別紙 1 の最終ページに記載しております番号 13 番の 1 件でございます。

なお、更新分につきましては、所有者・農地中間管理機構間の契約は変わらずに、農地中間管理機構・耕作者間の契約期間を更新するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 101 号農用地利用集積計画の決定について、55 ページから 74 ページの 523 番までの利用権設定分を議題とします。

○事務局（藤岡） 議案第 101 号農用地利用集積計画の申出につきましては、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、55 ページの番号 487 番から 74 ページの番号 523 番までの 37 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 5 件、新規設定が 5 件、賃借権の再設定が 11 件、新規設定が 16 件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、75 ページから 80 ページの 534 番までの所有権移転分を議題とします。

○事務局(藤岡) 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、75 ページの番号 524 番から 80 ページの番号 534 番までの 11 件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(川越) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局(西領) 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

タブレット内の「03 令和5年第10回総会報告」のファイルを押して、内容が表示されましたら、報告書表紙の次の2ページを御覧ください。

報告第45号は、農地法第4条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数5件でございます。

報告第46号は、農地法第5条第1項第6号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数11件でございます。

報告第47号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数3件でございます。

報告第48号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数16件でございます。

報告第 49 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 22 件でございます。

なお、報告第 45 号、第 46 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第 47 号、第 48 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御異議なしと認めます。よって、令和 5 年第 10 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4 時 6 分閉会